

日本労働年鑑 1951年版(第23集)
The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第四章 法規対策運動

第二節 国鉄労組の法規対策運動

四九年の労働者闘争の一つの大きな特長は、国会闘争が労働者の闘争戦術として非常に大きな意義をもったことである。国鉄労働組合もこの一年に三回もの国会闘争をもっている。第一回は、第三、第四国会に対する公務員法改正および公共企業体労働関係法案反対の闘争であり、第二回は第五国会における定員法に対する闘争であり、第三回は、越年要求をめぐる国会共闘の闘争であった。

このように労働者闘争において国会闘争が大きな比重をもつことになったのは、労働者が官業、民間企業を問わず自からの要求において共通の相手として国会というものをもつにいたったこと、すなわち共通の「政治」の問題をもっていることおよび自己の階級の要求のため闘ってくれる代表者をもっていることなど多くの理由があるが、四九年においてはそれは大きくわけて二つの理由があった。

一つは、四九年の資本攻勢が「法律」の濫造による全体としての労働運動の抑圧という形態をとったからであり、このような抑圧「法規」の濫造を阻止することは、労働者闘争の主要な闘争の一つでなければならなかった。

第二には、二〇一号政令により公務員および官業労働者の争議権罷業権が奪われるにいたったため、これら労働者の闘争は、いきおい合法闘争というようなワクをもつことになり、そのワクのなかの闘争として国会闘争が大きな意味をもったことである。

国家公務員法改正 国家公務員法の改正は、官公庁労働者に加えられた戦後最大の攻撃であった。これに対する労働者の反対闘争は国鉄、全通労働者の職場離脱の闘争にはじまり、一〇月には第二次吉田内閣の成立とともに新たに全官公庁一本の七、三〇〇円新賃金要求が加えられて大きくもり上っていった。一二月二〇日には国鉄をふくむ全官公主催の要求貫徹労働者大会がひらかれたが、この大会は次の共通のスローガンのもとに全国一斉に闘われた。

- (1)七、三〇〇円即時支給
- (2)二・八カ月赤字補給金支給
- (3)政令撤回
- (4)団体交渉権、罷業権の確保
- (5)公務員災害補償法の即時実施

一方、この官業労働者の闘争に呼応して九月に電産がたち、ついで海員、私鉄、炭労など民間基幹産業労組のストライキ闘争がつつき、一二月にはのべ四〇〇万人に近い労働者の大闘争に発展し、吉田内閣に対しきわめて大きな圧力が加えられたのであるが、公務員改正案は、一二月三〇日、ついに国会を通過した。

この改正により官業労働者は

(1)労働組合法および労働関係調整法の適用をうけないばかりか、労働基準法および船員法からさえ除外され(同附則第十六条)

(2)従って、労働組合法にもとづく労働組合の結成は許されず、ただ第九八条第二項の規定にもとづく「組合その他の団体を結成し」得るが、しかしこれらの組合その他の団体を「結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる」のであり即ちオープンショップ制がとられ(第九八条二項)

(3)団体交渉はもとより認められず、従つて「政府と団体協約を締結する権利もなく、ただ「勤務条件に関し、およびその他社会的厚生的活動を含む適法な目的のため、人事院の定める手続に従い、当局と交渉することができる」にすぎない。(策八九条第二項)

(4)同盟罷業、怠業その他の争議行為は出来ず、政府の活動能率を低下させる怠業的行為は許されず、「何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない」とされ(第九八条第五項)

(5)政治活動は禁止され(第一〇二条)

(6)職階、給与、給与準則、採用、昇任、降任、転任復職、配置転換、退職、免職および勤務時間、休暇、休職の人事および労働条件の一切は人事院によって採配される。(同第三条)

という状態につきおとされたのである。

なお、国鉄労働者は、日本国有鉄道法第三四条第二項の規定により国家公務員法の適用はうけないが、同法の施行される四九年六月一日までの期間は公務員法第二条の一般職に属する職員として公務員法の適用下におかれた。

このような公務員法の改正に対し国鉄労働組合の内部には、たとえば同労組委員長加藤閔男氏に代表されるような考え方がかなり強く支配していた。

「私は民主主義の今日、政府職員はひとしく国民に奉仕するものである。国民に奉仕するものが今までのように一番先に立つて争議手段をとるといふようなことはおかしいと思う。従つてこれからは民間の労働組合に先に立つて闘ってもらふ。われわれ政府職員は当然、国民全体に忠誠を誓っているのだから、国民の方でも、われわれが争議しなくてもわれわれの待遇を十分考えてくれる。これが私はノーマルな労働運動だと思う。」(加藤閔男「公務員法改正と今後の組合運動」労働評論一〇月号)。

またこの考え方は、執行部の方針としてひきつがれ、公務員法成立後の一二月二三日の同労組組織社会部の「公務員法改正と今後の組合運動」についての指示は次のようにのべている。

「公務員法の改正に伴って好まざるに拘らず、この法律下に吾々の組合運動は続けられなければならない。では現在この公務員法による運動はどうしたらよいか。大体吾々の運動はこの段階で二つの大まかな方向に展開される。

その一つは許された範囲内で疎々として組合をまもり続け闘う方法であり、健全な方向ともいえる。

その二としては、こんな組合頼むに足らずとして一切離れ、組織なき組織において続ける方法である—別な表現をとれば陰性の運動をとるといえる—組織なき組合とは形式的には現在の組織を残し、その運動方法においては職場、分会、班に基礎をおいて個人が主体となる運動で過去の非合法運動の形態をとるものである。この第二の運動は簡単のようであるが事実はずっとも困難な運動であると同時に使用者に利用される公算が多い—過去の経験が教えているし且つ運動の当事者は意識された少数者に限られる結果になるからである。

以上の結論としてその二は吾々のとるべき方式ではないことは明かである。結論は弱々しい組合になっても何ら悲観せず今後の吾々の行動なり、運動がそれを強くするこ

とにある。またこの強くしようとする運動を行うことが組合を強くするのである。」

(「国鉄新聞」速報一二月二三日号)

この文書がのべている「その二」が左派の運動方針を意味しているとするれば、必ずしも正確に伝えているとはいえないが、しかし、この「合法主義」は、その後の苛烈な首切り反対闘争においてその本質をおおいかくすことはできなかった。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
